

平成23年度

## 授業料等減免補助制度のお知らせ

◆熊本県では、経済的理由により就学が困難な私立高校生(専攻科の生徒を含みます)を支援するため、私立高校が下記の要件に該当する生徒の授業料等を減免した場合、別に定める基準に従い、私立高校に対し補助を行っています。

◆下の表をみて、減免の対象になると思われる方は、生徒が通っている私立高校にご相談ください。

### ◎授業料減免の対象者

要件	授業料減免額(月額)
生活保護受給	授業料相当額(※)ー就学支援金
市町村民税所得割非課税	
児童養護施設等入所者	
家計急変 (解雇、倒産、雇用契約期間終了、保護者死亡、離婚等)	
家計急変後、家計状況が回復しないもの	(授業料相当額(※)ー9,900円) ×1/2ー4,950円 ただし、1,200円を上限とします。 なお、専攻科については、別途 計算方法があります。
低所得世帯 (市町村民税所得割 18,900円未満)	

※授業料相当額とは、平成21年度授業料として各学校が定めた額をいいます。

### ◎入学金減免の対象者

要件	入学金減免額
生活保護受給	入学金ー5,650円

※授業料減免、入学金減免とも、上記減免額より低い額を学校が減免している場合は、学校が減免した額が上限となります。